

『情報法制研究』第8号 査読論文募集要項

2019年11月27日
情報法制学会編集委員会

下記の要領で、『情報法制研究』第8号(2020年11月発行予定)の査読論文3本を募集します。

1 査読論文の内容

- ・ 情報法制に関する学術的、実務的な研究に関するものであって、未公刊のもの、及び他学協会誌等へ投稿中でないものであること。
- ・ 使用言語は日本語または英語であること。

2 応募資格

- ・ 情報法制学会の会員(団体会員である企業等に所属または勤務する個人を含む)、またはこれから会員となろうとする者。
- ・ 共著論文にあっては、執筆者の1名以上に情報法制学会の会員、またはこれから会員となろうとする者を含むこと。

3 応募申込手続

1)応募申込方法

2)に定めるデータを、3)で定める期限までに、4)で定めるアドレスにメールで送信してください。

なお、応募者は、応募申込により、紙媒体及びWeb公開による、『情報法制研究』での論文の掲載について、あらかじめ同意したものとします。

2)応募に必要なデータ

- ① 応募申込書 所定のファイルに各項目を洩れなく記載したものをWordで作成してください。
- ② 2査読論文 上限は20000字(日本語論文)または7500ワード(英語論文)
(本文・注を含む。図表かが入る場合には相当の字数を引いてください)
*文字のみの場合、日本語20000字で掲載紙面12頁相当となります。図表等の大きさを検討する際参考にしてください。
*WordおよびPDFの両方で作成してください(数式のずれ、文字化けなどの確認をするためです。)
- ③ 3論文要旨 上限は400字
Wordで作成してください。
- ④ 4論文欧文概要 上限は150ワード
Wordで作成してください。

3)応募申込期限

2020年4月30日(木) 厳守

4)応募申込書類等の送付先

情報法制研究所事務局 alis@jilis.org

- ・メールのタイトルに、「情報法制研究査読論文応募」と明記してください。

5)受付通知

- ・応募申込書等を受け付けた場合は、事務局から受付の通知をいたします。受付の通知メールが3日以内でない場合には、事務局にお問い合わせください。

4 査読及び『情報法制研究』への掲載について

- ・編集委員会で、査読論文、応募申込書等に不備があるときは、応募者に訂正を求め、または応募を却下することがあります。
- ・各応募論文につき2名の査読委員を指定して査読を行い、その評価に基づき、編集委員会が掲載の可否を決定します。
- ・査読の公正を期すため、注等において、「拙稿」など、本人を推察させるような記述をしないようご注意ください。
- ・査読委員の評価に基づき、編集委員会が掲載の条件を応募者に示した場合であって、応募者が所定の期限内に論文を修正し再提出したときには、その再提出された論文について、編集委員会が掲載の可否を決定します。
- ・掲載可とされた論文数が3本を超えたときは、次号に掲載することになります。
- ・『情報法制研究』掲載の可否については、決定後速やかに、事務局から各応募者にメールで通知します。
- ・『情報法制研究』に掲載される原稿は、応募時に提出した原稿(再提出の場合には、再提出された原稿)とします。